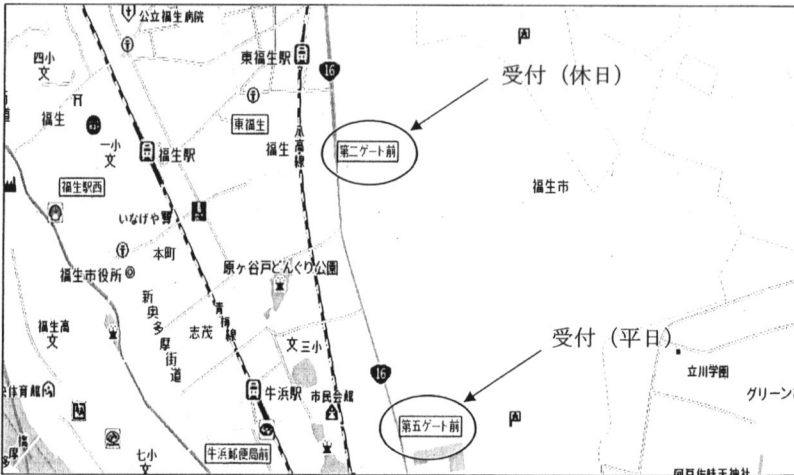


工 事 仕 様 書

- 1 件 名 器材用分電盤増設工事
- 2 工 期 自 契約日 ～ 至 令和 5年 3月31日
- 3 工事場所 航空自衛隊横田基地（東京都福生市大字福生2552番地）
- 4 工事概要 建物#715における既設分電盤からの電気配線及び分電盤増設工事
- 5 一般事項

- 5. 1 本仕様書に記載されていない事項は次に示すものとし、最新版を適用する。
国土交通省大臣官房庁営繕部監修
(1) 公共建築工事標準仕様書
(2) 公共建築改修工事標準仕様書
(3) 営繕工事写真撮影要領「工事写真の撮り方」
- 5. 2 基地内入門手続場所



- 5. 3 入門時に必要となる書類等
(1) 人員（ア～エのいずれか）
ア 個人番号カード（マイナンバーカード）
イ 住民基本台帳カード（住基カード）（顔写真入りに限る。）
ウ パスポート
エ 運転免許証及び本籍が記載された住民票（6か月以内に取得したもの。）
(2) 車両（ア～エの全て）
ア 運転免許証
イ 自動車検査証（250cc未満の2輪車の場合は、軽自動車届出済証又は標識交付証明書）
ウ 自動車損害賠償責任保険証
エ 任意保険証券（対人：3000万円以上、対物：300万円以上）

注：任意保険証券は証券不発行特約を契約している場合、保険会社のホームページ等から車両情報、保険期間、補償内容及び証券不発行特約の事項が確認できるものを印刷（スマートフォン、タブレット等の画面表示による提示は不可）し、任意保険証券にかえることができる。

- (3) 入出門時間
入門08時15分から出門17時00分を基準とする。
- 5. 4 立入り
監督官の許可する場所以外の立入りは厳禁とする。
- 5. 5 休憩等
休憩、喫煙及び飲食は、監督官の指定する場所で行うものとする。
- 5. 6 火気使用
火気器具（切削工具等の火花を発生する物も火気とみなす。）の使用は、あらかじめ監督官を通じて火気使用申請を行い、許可を受けたのちに使用するものとする。
- 5. 7 施工日時
契約相手方が作成する工程表中、監督官の許可する日時を基準とする。
- 5. 8 工事写真
(1) 監督官が許可した場所以外の撮影は禁止する。
(2) 撮影は、デジタルカメラ（携帯電話不可）を使用し、工事写真帳に整理のうえ、提出する。
(3) 黒板等記載事項
ア 件名
イ 場所
ウ 日付
エ 内容
オ 契約相手方会社名
- 5. 9 撮影要領
(1) 必ず1枚ごとに黒板等を撮影範囲に入れる。
(2) 材料検査は、監督官立会いのうえ、規格及び数量が明確に確認できるように撮影する。
(3) 各施工の施工箇所及び施工内容が明確にわかるように撮影すること。
(4) 監督官立会いのもと、各施工前、中、後を撮影すること。
(5) 施工後に隠蔽となる箇所は、検査官立会いのもと、撮影すること。

件名	器材用分電盤増設工事			
	令和4年 月 日			

航空自衛隊 横田基地